

軽度者の福祉用具 対象外種目一覧

対象外種目	貸与が認められる場合	可否の判断基準（※1）	書類提出（各1部）
特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起き上がりが困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-4 「3. できない」 基本調査1-3 「3. できない」	<ul style="list-style-type: none"> ・「軽度者の福祉用具貸与 確認書」 ・疾病その他の原因により使用が必要であることが、医師の医学的な所見により判断されていることが確認できる書類（※2）
	※いずれにも該当しない者	書類提出	
床ずれ防止用具及び 体位変換機	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の所見を踏まえてサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより貸与が必要であると判断されている書面（サービス担当者会議の記録など） ・担当者会議の結果を踏まえて作成された居宅介護サービス計画書 ・任意で、福祉用具事業者からのモニタリングを添付していただいても結構です。
	※いずれにも該当しない者	書類提出	
認知症老人 徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査3-1 「1. 調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外 または 基本調査3-2～3-7のいずれか 「2. できない」 または 基本調査3-8～4-15 のいずれか 「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。	
	(二) 移動において全介助を必要としない者 ※いずれにも該当しない者	基本調査2-2 「4. 全介助」以外 書類提出	
自動排泄処理装置 (尿のみを自動的に 吸引する機能のもの を除く)	次のいずれかに該当する者 (一) 排便が全介助を必要とする者 (二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-6 「4. 全介助」 基本調査2-1 「4. 全介助」	
	※いずれにも該当しない者	書類提出	

※1 可否の判断基準について

各「基本調査」項目に該当する場合は、居宅サービス計画書とともに調査票の写しの内容が確認できる文書を福祉用具貸与事業者に交付してください。

※2 疾病その他の原因により使用が必要であることが、医師の医学的な所見により判断されていることが確認できる書類について

・様式は任意としますが、記載した医師名、記載日および下記のいずれかが具体的に確認できるものとします（記入参考例もあります）。

- 1) 疾病などにより、状態が変動しやすく、日・時間帯によって頻繁に必要であると判断されているもの
- 2) 疾病などにより、状態が急速に悪化し、短期間のうちに必要性が確実に見込まれると判断されているもの
- 3) 疾病などにより、身体への重大な危険性や症状の重篤化の回避など医学的判断から必要であると判断されているもの

「軽度者の福祉用具貸与確認書」について

・保険者が定めた様式とし、提出は原本とします。 ・該当する種目についてチェックをしてください。

●必要な書類が揃ったら、保険者に提出してください。 ●受付後、一週間程度で、保険者から確認結果を通知します。

軽度者の福祉用具 対象外種目一覧

対象外種目	貸与が認められる場合	可否の判断基準（※1）	書類提出（各1部）
車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者 (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査1-7 「3. できない」 — 書類提出	・「軽度者の福祉用具貸与 確認書」 ・「介護支援専門員が必要性を確認した書類」 ・「介護支援専門員が必要性を確認した書類」をもとにサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより貸与が必要であると判断されている書面（サービス担当者会議の記録など）
移動用リフト (つり具の部分を除く)	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者 (二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査1-8 「3. できない」 基本調査2-1 「3. 一部介助」または 「4. 全介助」 — 書類提出	・担当者会議の結果を踏まえて作成された居宅サービス計画書 ・任意で、医師の所見や福祉用具事業者からのモニタリングを添付していただいても結構です。

※1 可否の判断基準について

各「基本調査」項目に該当する場合は、居宅サービス計画書とともに調査票の写しの内容が確認できる文書を福祉用具貸与事業者に交付してください。

「軽度者の福祉用具貸与確認書」について

- ・保険者が定めた様式とし、提出は原本とします。
- ・該当する種目についてチェックをしてください。

「介護支援専門員が必要性を確認した書類」について

- ・目的、頻度、利用後の状況等のそれぞれの区分について、いずれにも該当しない区分が1つでもあった場合は原則認められませんが、特別の理由がある場合は、別途「介護サービス給付適正化会議」で検討を行いますのでご連絡ください。

- 必要な書類が揃ったら保険者に提出してください。
- 受付後、一週間程度で保険者から確認結果を通知します。